

権限表の変更について  
(案)

事務局の職制及び権限に関する規程第3条に基づき定める権限表について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の改正等に伴い、別紙のとおり一部変更を行う。

(施行日：2024年4月1日又は積立金管理業務規程変更の認可日のいずれか遅い日から施行する。)

以 上

【添付資料】

別紙：権限表 新旧対照表

電力広域的運営推進機関 権限表 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)			
施行 2015年 4月 1日 最終変更 <u>2023年11月22日</u>			
事務局権限表 (略)			
2. 総務部			
項目	事務局長	総務部長、会計室長、 情報システム室長	副部長 マネージャー
職員の異動 (事務局内の所属変更に関するものに限る。)	○		
職員の募集、契約の更改その他の採用に付随する事項の決定	○		
職員研修の実施		100万円 (部長)	
<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	
健康診断、安全衛生行事の実施		○ (部長)	
(略)			

(略)

変更後 (変更点に下線)			
施行 2015年 4月 1日 最終変更 <u>2024年 4月 日</u>			
事務局権限表 (略)			
2. 総務部			
項目	事務局長	総務部長、会計室長、 情報システム室長	副部長 マネージャー
職員の異動 (事務局内の所属変更に関するものに限る。)	○		
職員の募集、契約の更改その他の採用に付随する事項の決定	○		
職員研修の実施		100万円 (部長)	
<u>職員の表彰 (表彰に関する規程第4条第1項に基づく国家資格等取得者への表彰に関するものに限る。)</u>		<u>○ (部長)</u>	
健康診断、安全衛生行事の実施		○ (部長)	
(略)			

(略)

変更前（変更点に下線）

6. 再生可能エネルギー・国際部			
項目	事務局長	再生可能エネルギー・国際部長	マネージャー
業務規程第180条の2第3項に基づく供給促進交付金の額の決定		○	
業務規程第180条の3第3項に基づく調整交付金の額の決定		○	
入札業務規程第10条に基づく落札者の決定		○	
入札業務規程第12条に基づく落札者決定の取消し		○	
<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
徴収等業務規程第9条に基づく納付金の額の決定		○	
<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	
積立金管理業務規程第10条に基づくFIP認定事業の解体等積立金の額の決定		○	
積立金管理業務規程第16条に基づくFIT認定事業の解体等積立金の額の決定		○	

(略)

変更後（変更点に下線）

6. 再生可能エネルギー・国際部			
項目	事務局長	再生可能エネルギー・国際部長	マネージャー
<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	
<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	
入札業務規程第10条に基づく落札者の決定		○	
入札業務規程第12条に基づく落札者決定の取消し		○	
<u>入札業務規程第18条及び第20条に基づく入札保証金の返還</u>		○	
<u>入札業務規程第22条に基づく入札保証金の没収</u>		○ <u>(5千万円未満の案件に限る。)</u>	
<u>入札業務規程第22条に基づく没収した入札保証金の国庫への納付</u>	○	○ <u>(5千万円未満の案件に限る。)</u>	
徴収等業務規程第9条に基づく納付金の額の決定		○	
<u>徴収等業務規程第17条に基づく供給促進交付金の額の決定</u>		○	
<u>徴収等業務規程第23条に基づく調整交付金の額の決定</u>		○	
<u>積立金管理業務規程第9条に基づく交付金相当額積立金の額の決定</u>		○	
<u>積立金管理業務規程第15条に基づく解体等積立金の額の決定</u>		○	

変更前（変更点に下線）

項目	事務局長	再生可能エネルギー・ 国際部長	マネージャー
<u>（新設）</u>		<u>（新設）</u>	
積立金管理業務規程第19条、第20条、 第27条に基づく解体等積立金の取戻し額の 決定		○	
請求書の発行			○ (再生可能エネルギー 関連業務に限 る。)

(略)

【参考】変更履歴

(略)

変更 2023年11月22日

変更後（変更点に下線）

項目	事務局長	再生可能エネルギー・ 国際部長	マネージャー
<u>積立金管理業務規程第19条に基づく交付金 相当額積立金の取戻し額の決定</u>		○	
積立金管理業務規程 <u>第23条、第24条及び 第30条</u> に基づく解体等積立金の取戻し額の 決定		○	
請求書の発行			○ (再生可能エネルギー 関連業務に限 る。)

(略)

【参考】変更履歴

(略)

変更 2023年11月22日

変更 2024年 4月 日